

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和2年度）

東京空港交通株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター付きバスの導入	・エレベーター付きバスを1両導入する。(2020年度)	新型コロナウイルス感染拡大による経営状況の悪化のため、導入には至っていない。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・車いすの使い方や手話、視覚障がい者の誘導など実技的な内容を盛り込んだ「サービス介助研修」を実施する。(2020年度)	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、接触を伴う集合研修は研修は見送り。代替措置として、少人数での動画などを活用した研修を営業所にて実施。参加者は125名。

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
タブレット端末の導入	乗務員および旅客係員の情報提供ツールとしてタブレット端末を導入する。(2019年度～2020年度)	研修等の準備が整い次第、順次導入を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がい等に対する理解を深めるための講演会の実施  外部研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体等から講師をお招きし、障がいに対する知識や理解を深めるために社内向けの講演会を実施する。(2020年度)</li> <li>・ 国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した外部研修を受講する。(2020年度)</li> </ul>	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講演会の開催を見送った。  参加を予定していた外部研修の多くが中止となった。 「上級交通サポートマネージャー研修」に2名が参加（Zoomにて開催）。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話やメールで利用者から寄せられた意見を全社で共有し、取組の改善に活用。</li> <li>・ 乗合バス車両において座席の一部を優先席とし、利用者への案内やヘルプマークの掲示を行っている。ヘルプマークについては社内でもポスター等を用いて周知を行った。</li> <li>・ 全国の交通事業者による「声かけサポート運動」に参画し、利用者に対して積極的なお声掛けに努めた。</li> </ul>
--

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公表
--------------

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリフ トを備え たもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの
前年度車 両数	384	0	0	0	0	0	0	384	384	0	25	0	0	0
年度内に 供用を開始した車 両数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃止した車 両数	25	0	0	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	0
年度末車 両数	359	0	0	0	0	0	0	359	359	0	25	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。